

カントの自然法思想の特色についての考察

木 村 靖 比 古

Considerations on the characteristics of Kant's Natural Law thought

YASUHIKO KIMURA

は し が き

近世において隆盛をきわめた自然法思想は、カント哲学において最高潮に達したと言われている。カントは先人の思想の影響を受けて自己の自然法思想を形成したが、多くの点において彼の独創的な思索の所産と認められるような特色に満ちた思想を展開して、近世自然法の問題に対して明確な結論を与え、後世の法哲学の発展のために重要な礎石を据えた。したがってカントの自然法思想は法哲学の歴史においてきわめて重要な意義を持っているが、本稿においては彼の自然法思想の特色を明らかにし、最後に彼の自然法思想乃至法哲学思想が法哲学的思惟において有する意義について考察することとした。

筆者はこれまでカントの法哲学を主題として約十篇の小論を発表したが、本稿はある意味においてはこれらの小論の総括とも言えるべきものであるとともに、これらの小論の欠陥と不備を補正する内容をも含んだものである。なお本稿ではカントの自然法思想の特色について、適当と思われる数個の題目を設定して考察することとする。

一 カントにおける自然法の性質

カントにおいては、自然法の性質は如何なるものと考えられているであろうか。この点については、四つの問題を分けて考察する。

(1) 自然法と実定法との区別

自然法と実定法とを区別し、実定法が特定の国家と時代との制約の下に可変的であるのに対して、自然法は普遍妥当な法を意味し、また実定法が立法者によって人為的に制定されるのに対して、自然法は人為的でない自然もしくは社会あるいは人間の本性に由来する法を意味すると主張する自然法思想は、古代ギリシアにおいて既に存在し、ストア哲学、中世カトリック哲学、近世の合理主義哲学において、それぞれ特色のある内容と形態をとって展開された。そしてカントはこれらの伝統的な自然法と先人の思想を吸収し調整し、また自己の創意によってこれらの思想に論理的精練を加えて哲学的に一層深遠なものとして自家の自然法思想を体系化した。彼は自然法と実定法との区別について、法哲学の主著「道徳形而上学」(1797)においてつぎのように論述している。

「それにとって外的立法が可能な拘束的法則は一般に外的法則という。その中でも外的立法を待たず先天的に理性によって認識され得る拘束に関するものは、外的であるものの自然的な法則である。これに反して、現実の外的立法なしには全く拘束せぬもの(すなわちそれなしには法則たり得ないもの)は、実定的な法則と言う。だから、ひとり実定的法則のみを含む外的立法があり得る。だが、この場合にも、立法者の権威(すなわち自己の単なる意欲により他人

を拘束する権能)を基礎づける一つの自然的法則が先行しなければならない。』¹⁾

「体系的な理論としての法は、純粋な先天的な諸原理に基づく自然法と立法者の意志から発生する実定法(制定法)とに分類される。』²⁾

以上のカントの論述が示しているように、彼は自然法と実定法との区別を認めた。そして彼は実定法については先人と同じように立法者の制定する法であるとしたが、自然法については先天的に理性によって認識され得る法、純粋な先天的な諸原理に基づく法であるとした。このような彼の自然法思想は、いわゆる理性法の思想として先人の自然法思想を、哲学的に一段と深化せしめたものであり彼の自然法思想の最も重要な特色の一つである。この点については、別に題目を設けて評論する。

(2) 自然法の理性的性質

カントにおける自然法の理性的性質は、先に引用したカントの二つの論述によって明白であるが、彼はさらに法哲学の主著の他の個所において同じ趣旨の論述を行なっている。すなわちここではつぎのように述べられている。

「自然法をもって、たゞ非実定的なしたがってもっぱら先天的に各人の理性によって認識される法と解するならば、単に人々の間で彼らの相互的取引において妥当する正義のみならず、分配的正義もまたこれがその判決を下さなければならないということが、その法則にしたがって先天的に認識され得る限り、同様に自然法に属する。』³⁾

これらの引用によって、カントが如何に強固な理性的自然法の主張者であったかを知ることができる。ギリシャ哲学の発生以来、思想家達は種々の契機によって自然法の基礎づけを試みたが、カントによって最も徹底的に理性による自然法の基礎づけが行われたのである。

ところで近世の合理主義自然法思想の発達とともに、カントの先人の間において次第に自然法の基礎として人間理性が重視される傾向となり、特にプーフエンドルフ(1632-1694)およびトマジウス(1655-1728)は理性法思想の先駆者としてカントに対して多大の影響を与えた。近世の自然法思想の先頭に立つグロチウス(1583-1645)と彼の先人によって、たとえ神が存在しなくても自然法は存在するという仮説が作られたときに、その仮説の論理的結果として自然法は神の意志あるいは性質から推論されるというすべての思想は悉く放棄された。そしてこのことはトマジウスにおいても同様であった。かくして自然法思想は次第に合理化され世俗化された。さらにロック(1632-1704)およびルソー(1712-1778)は、自然法をたゞ「自然の秩序」によって基礎づけることで満足したが、その後自然法と神の観念との結合はドイツの思想家においても消滅する傾向が増大した。カントはもちろんこの傾向にしたがったが、彼は自然法は言うに及ばず、道徳法則さえも神がその創造者であるという思想は支持し得ないと強く主張した。カントは神自身道徳法則の下にあって道徳法則によって行動するように拘束されていると考えたのであった。⁴⁾

以上のようにカントは近世自然法思想の合理化の傾向と彼自身の道徳観に基づいて、理性法としての自然法を主張したのである。

つぎにカントは理性法としての自然法が実定法に対して如何なる関係に立つものと考えたであろうか。この点については彼は先に引用した彼の論述の中に「立法者の権威を基礎づける一

1) Kant, *Metaphysik der Sitten* (Philos. Bib. Bd. 42), S. 28 以下では本書を M. d. S. と略記する。

本稿では恒藤、船田両氏の共訳書を参照した。

2) M. d. S., S. 43

3) M. d. S., S. 116

4) cf. Otto Gierke, *Natural Law and the Theory of Society*, p. 289

つの自然的法則が先行しなければならない。』⁵⁾として、立法者の権威は自然法に基づくものであることを断言している。このことは、実定法は自然法に基づいて権威を有するものであることを示したものと言うことができる。さらに自然法と実定法との関係についてのカントの思想を推知することができる重要な陳述があるので、以下にそれらの陳述を引用することとする。

「自然法学に通暁している法律学者は、一切の実定的立法に対して不変的な諸原理を提供しなければならない。』⁶⁾

「法とは何か。すなわち、諸法規が一定の場所および一定の時に語るところのもの、または語ったところのものは、法律学者はたやすく説述することができる。けれども、諸法規の欲したところのものが果してまた正しいかということおよび一般に法ならびに不法を認識するための普遍的標準については、趣を異にする。法律学者が、しばし、あの経験的な諸原理を放擲して、その判断の源泉を純粹理性のうちに求め、(もっともそのためにはあの経験的な諸法規が良い指針として役立つことができるであろうが)それによって可能な実証的立法のための基礎を定置するの でなければ、右の問題および標準に対して彼は到底盲目であることを免かれない。まったく経験的な法律学は(フェードルスの寓話の中の木製の頭の ように)美しいことは美しいが哀しいかな、脳髓の無い頭である。』⁷⁾

要するにカントにおいては、理性法としての自然法はすべての実定的な立法に対して不変の諸原理を提供しなければならず、そして実定法に対して規範として役立つのである。したがって実定法との関係から見れば、自然法は規制的な理念である。⁸⁾

なお、カントは法律学が実定法学の状態にとどまるべきでなく理性法学の段階に高まるべきであることを主張して、つぎのように論じている。

「もしも法の知識を有する哲学者達が、法律学の形而上学的基本原理(これがなければ一切の彼らの法律学は実定法学たるにとどまるであろう)まで登って行こうと欲するならば、彼らは法概念の彼らの分類の完全性を確保することを無関心に看過し得ない。何故なら、そうでなければ法律学は決して理性の体系ではなくて、単に偶然の集積であるにすぎないであろうから。』⁹⁾

(3) 自然法と正義

先に引用したカントの論述によれば、先天的に理性によって認識される法としての自然法は、人々の間で彼らの相互的取引において妥当する正義と、判決をもって宣告されなければならない分配的正義の二つの正義を含んでいる。このように、自然法はすなわち正義であるとする点にカントの自然法思想の一つの重要な特色が認められる。

カントが熱烈な正義論者であることは、彼がその著作において、しばしば正義について強調していることで明白である。彼は「世界が滅亡するとも正義は行われよ」という句をもって確固たる正義の原則を表わすものと論じている。すなわち、彼はこの句について「世界の悪しき者達がたとえ悉くそのために滅びゆくにしても、正義よ支配せよ」ということを意味するもので、狡計あるいは暴力によって予知されるすべての邪曲な道を遮断し去るところの勇氣ある法則である。」と述べている。¹⁰⁾

5) M. d. S., S. 28

6) M. d. S., S. 33

7) M. d. S., S. S33-34

8) vgl. Dulckeit, Naturrecht und positives Recht bei Kant, S. 49

9) M. d. S., S. 188

10) Knat, Zum ewigen Frieden (Reclam-Verlag), S. 65

さらに彼の正義論は刑罰理論において最高潮に達している。彼はつぎのように言っている。

「刑罰法則は定言命令である。したがって曲りくねった幸福説に屈服して、利益の予約によって犯人を処罰から解放したり、あるいは彼に対して処罰の程度をゆるめたりすることを工夫しようとする者は嘆かわしい人である。パリサイ人の格言にしたがえば、一人の人間が死ぬことは全民族が墮落することにまさる。なんとすれば、正義が減びるならば、人間が地上に生活するということは、もはやなんの価値も有しないからである。」¹¹⁾このように、彼は刑罰が正義の原理に基づいて科せられなければならないことを主張し、そして正義の原理に基づく刑罰は応報刑であることをつぎのような論拠によって基礎づけている。

「公的正義は、その原理および標準として如何なる種類と程度の刑罰を採用するであろうか。それは正義のはかりの上にある指針によって証明された平等の原理、すなわち一方の側を他方の側よりも好意的に取り扱わないという原理以外の何もをも採用しない。したがって汝が他の誰かに加えるところの不当な害悪は、汝が汝自身に加えるところの害悪である。」¹²⁾かように彼は同害報復の法則に基づく応報刑の徹底的な実行を主張した。

カントの応報刑論は不合理であって全面的にはこれを是認し得ないものであるが、しかしそれは彼が刑罰に対して正義の原理を徹底的に適用しようと考えた結果であり、彼が如何に強烈な正義論者であったかを示す一つの例証であると言うことができる。

なおカントは自然法は二種の正義を含むとしているが、彼の認める正義の中で分配的正義または公的正義は自然状態においては存在するものでなく、市民状態（国家状態）において存在するものであり、それは裁判所の判決によって実現されるのである。すなわち、判決によって各人に対して彼の権利が確定されそして保障されたり、あるいは犯罪者に対して応報刑が科せられたりすることが、彼の考える正義の実現である。彼から見れば、自然状態においても共同的正義は存在するがそれは強制的正義ではない。公的正義は公的な強制的正義であり、市民状態は公的正義の実現を目的とするものである。ここに、主著の論述を引用すれば、つぎのようである。

「正義を主宰する道徳的人格者は裁判所であり、その職務執行の状態においては法廷である。一切はただ法の諸条件にしたがってのみ先天的に思惟され、かかる組織が現実如何に定立されかつ組立てられるか（これを行なうものは条令、したがって経験的原理である）はこの場合に考慮されない。」¹³⁾

(4) 自然法の分類

カントにおける自然法の性質を明らかにするために、なお、彼が自然法の分類について述べているところを注意しなければならない。この点について彼はつぎのように論じている。

「自然法の最高分類は（往々行われるように）自然法と社会法という分類ではなく、自然法と市民法という分類でなければならない。この分類において前者は私法、後者は公法と呼ばれる。なんとすれば、自然状態に対立するものは社会状態ではなくて市民状態であるから。思うに、自然状態において社会は十分能く存在することができるけれども、しかし（公的な諸法則によって私のものおよび汝のものを確保する）市民社会は存在することができず、したがって自然状態における法は私法と呼ばれるのである。」¹⁴⁾

11) M. d. S., S. 159.

12) M. d. S., S. 159.

13) M. d. S., S. 116.

14) M. d. S., S. 48.

右の論述によれば、カントは自然法を自然状態における法としての私法と市民状態（国家状態）における法としての公法に分類している。ところで公法と私法の問題については学者の見解が対立しており、ある学者は公法私法の観念は専ら国家の法についてのみ発達して来たもので、国家の法についてのみその区別を認める必要があると主張し、また他の学者は公法私法は実定法上の観念ではなく論理的に総ての法律的经验に先行する先験的な法律観念であると論じている。¹⁵⁾ これらの見解の当否はここでは論外とし、兎も角カントは後者の見解を採っていることは明らかである。

そしてカントによれば自然状態における法としての私法は一時的な効力を有するにとどまり、絶えず侵害の危険にさらされているが、自然状態から市民状態への移行が成就して国家が建設されれば私法の効力は確定的なものとなる。なんとなれば裁判所の判決によって公的正義が実現され、各人に対して彼のものが与えられるからである。また国家の成立によって公法が発生し、ここに私法と公法との区別が明白となる。カントの見解によれば、国家の制定する実定法は理性法としての自然法を尊重しなければならないことは当然のこととされ、個人の自由平等および独立の原理は侵かすべからざるものであり、また奴隷制度や世襲貴族制のようなこれらの原理に反するものは理性法に反すると考えられた。いずれにしてもカントが自然法を論理的に私法と公法に分類したことは彼の自然法思想の一つの特色として数えられる。

二 自然法学上の諸問題についてのカントの思想の特色

近世自然法思想の主要な特色は社会契約説によって、国家支配の正当性を基礎づけた点にある。カントも先人の影響を受けながら、先人よりも一層明らかな自覚をもって社会契約の問題を解明した。そこで以下において、社会契約とこれに関連する二、三の事項についてカントの思想の特色を究明することとする。

(1) 自然状態

カントは先人の自然法学者と同じように、自然状態から市民状態への移行によって国家が成立することを認めた。しかし彼は自然状態における個人相互間の関係や自然状態における自然権あるいは自然法の内容については、先人の見解とは異なった見解を抱いた。ホブスは自然状態を万人の万人に対する闘争の状態、すなわち戦争状態であるとし、ロックは平和な自然社会であるとし、またルソーは個人の相互的孤立の状態であるとした。カントはこれらの先人の見解を折衷しまた彼の独自の考察を加えて彼の自然状態の思想を構成したが、それは法哲学の名著と断片的な草稿において示されている。

カントの自然状態の思想によれば、自然状態においては人間は自由平等であり、また外界の物件を自己の財産として所有することができ、そしてそこでは夫婦親子などの家族関係をはじめその他の社会生活関係は成立するが、しかし法による強制や保障が存在しないために人々は常に権利や自由に対する侵害を受ける危険にさらされている。したがって自然状態における権利や自由は一時的な効力を有するものに過ぎない。¹⁶⁾

以上のようにカントの自然状態の思想は、自然状態を戦争状態と見たホブスの思想と類似しているが、ホブスと異なる点はカントが自然状態における個人の自由平等と財産所有ならびに家族の共同生活などの存在を認めた点にある。また、ロックが自然状態を主として平和な状態として扱ったのに対して、カントは主として戦争の状態として扱った。さらにルソーは自

15) 美濃部達吉論文集 第四卷「公法と私法」1頁～23頁参照

16) M. d. S., S. S. 65-67, 127-129, 134-135

然状態における個人を相互に孤立の状態にあるものと見たのに対して、カントは、個人は夫婦親子などの家族的結合関係にあるものと見た。いずれにしてもカントは先人の思想を折衷したとは言え、彼の自然状態に関する思想は先人よりも一層論理的にかつ綿密に考察されたものと言いうことができるであろう。

カントは、人間はその本性上、天賦の権利として自由権を有し、自由権からさらに人間の平等権が発生すると考え、また自然状態においても財産の所有と取得および家族生活などに関する私法は存在するものとした。しかし自然状態においては、これらの私法は常に侵害の危険にさらされ一時的な効力を有するに過ぎないから、人々は自然状態を脱して国家を組織し国家の権力によって法を強制し、これによって自然状態における一時的な私法関係を確定的なものとして、人々の生命財産を保障しなければならぬと論じた。

かくして、彼は国家建設の要請についてつぎのように論じている。

「人々は自然状態のような恐怖の中に留まる義務を有しない。むしろ、人々は権利と自由を法によって確定的なものとする市民社会に、自分ともに入るように他人を強制する権利を有する。したがって、自然状態を脱出して市民社会を建設することは、純粹実践理性の必然的な要請でなければならない。」¹⁷⁾ なお、彼はこの純粹実践理性の要請を私法と公法という彼のいわゆる自然法の最高分類と関連させてつぎのように論じている。

「自然状態における私法からつぎのような公法の要請が発生する。くもし汝が不可避免的に他人と共存する関係に置かれているならば、汝は自然状態を捨てて他人とともに法的状態に移るべきである。」¹⁸⁾

(2) 財産の所有と取得

財産の所有と取得に関するカントの自然法思想も、種々の特色を含んでいる。そこでカントの思想の特色を明らかにすることに役立つために、先ずロックおよびルソーの財産についての思想の要点を一瞥する。

ロックは個人は自然状態において物件の正当な所有権を取得することができると考えた。彼はすべての物件は共有であるとしても、個人は先占または労働によって自己のために物件の所有権を取得することができ、その取得には自然法に基づく制限が存在する以外にはいかなる契約や法則も先行しないと論じた。またルソーは自然状態における勝手な取得または使用による物件の所有を横領と考えた。しかしその所有は社会契約の締結において、すべての人々が彼らの所持品ならびに彼らの権力のすべてを主権者に引き渡しそして共同体の法によって定められた制限の下における合法的な所有として主権者からそれらを再び受¹⁹⁾ けるときにはじめて正当なものとして認められると論じた。¹⁹⁾

以上のようなロックおよびルソーの考え方に対して、カントは人間は自然状態において外界の物件を正当に所有することができるがしかしその所有は一時的なものであると考えた。なんとなれば自然状態においては、所有に対する法の保障がないからである。しかるに市民状態が成立すれば、それは公的な立法権の存在する法的な社会状態であるから、所有に対する法の保障が行われて所有は確定的なものとなる。²⁰⁾

つぎにカントは物件の所有または所有権、財産権などを如何に解したであろうか。この点については彼のつぎの論述が答える。「法的な我のものとは、他人が我の同意なしにそれを使用

17) M. d. S., S. S. 65-67

18) M. d. S., S. 128.

19) Otto Gierke, *Natural Law and the Theory of Society*, p. 294

20) M. d. S., S. S. 64-67

しようとするときは、その使用が我を侵害するであろうというように、我と結合しているところのものである。』²¹⁾

右の論述によって知られるように、カントは所有を一人の人間と一個の物件との間の関係とは考えないで物件の支配に関して一人の人間と他のすべての人間との間の関係として認識している。したがって彼の見解によれば、私が物件の使用について意のままに他人を排除する権利を持っているとすれば、その物件は私の財産であるということである。

カントは財産の所有を考えるに当って、物件よりも人間に重きを置いたのであり、財産法に関する彼の思想は、財産法は人間と物件との関係に関する法であるよりは、むしろ人間と人間との関係に関する法であるとしたところに特色がある。

また、ある特定の物件がある特定の人の所有に帰属するのは、いかなる根拠によるかの問題について、カントはその根拠は先占と労働であるとする一般の見解にしたがわないで、所有を法律的所有と物理的所有とに区別し、また原本的共同所有の理念を適用することによって説明した。彼の所説の要旨はつぎの通りである。

カントは法律的所有と物理的所有とを、あるいは真正な所有権と単なる所持とを截然と区別して、いかなる場合に法律的所有が認められるか、またそれは如何にして可能であるかを明らかにすることが、理性法的自然法学の所有理論における批判的な根本問題であると考えた。この見地に立って、彼は所有権の根拠の問題について特色のある理論を構成した。

まず、彼は法律的所有（思惟し得る所有）と物理的所有（知覚し得る所有）とを区別した。もし、私がある物件を占有していないにもかかわらず、またその物件がどこに存在しようとも、他のすべての人々の使用を排除するとき、あるいは他のすべての人々が侵害しない義務を負い、その義務を承認するときはその物は法律の意味において私の物である。そして他の人々の負うこれらの義務は、私の所有を法律のなものたらしめるのである。このように考えるならば、法律の意味における所有を可能ならしめ、あるいは単なる占有を所有権に変化させるものは、我のものおよび汝のものに関するすべての人々の同意と承認であると言わなければならない。占有を所有権たらしめるものは一方的な意欲ではなくて、すべての人々の結合した意欲である。この結合がなければ、いかなる所有権も全然存在しないで、ただ権利ではない物理的所有が存在するのみである。

特定の物件を特定の人の法律的所有たらしめることに対する他のすべての人々の同意と承認によって、他のすべての人々はその物件を一方的に所有または使用しない義務を負い、そしてその物件に対する権利を放棄しその物件の排他的な所有権を特定の人に譲渡する。このようにすべての人々が特定の物件の法律的所有を特定の人に譲渡し、その物件に対する意欲を放棄する行為は一つの状態すなわち原本的共同所有の状態を前提している。すなわち、各人は特定の物件に対する特定の人の所有権を承認することによって、その物件の非所有権者となり、それを所有しない義務を負うとすれば、各人はその義務を負う以前において原本的共同所有の状態に在ったものと考えられる。この原本的共同所有はもちろん歴史的事実ではなく、したがって経験的な所有ではない。それは如何なる物件もすべての人々の承認を得なければ真に特定の人の所有に帰属することができないという理性の理念である。かくしてカントは地球の表面の原本的共同所有を意味する原理としての原本的共同所有を認めて、先人たるグロチウスおよびプーフENDORFなどが主張したような、ある時代に設立されそして私人の財産を合同することによって契約的に確立された財産共同体の意味においての第一次的共有を信じなかった。この

21) M. d. S., S. 51

点について彼はつぎのように述べている。

「土地ならびにその上の物の原本的共同所有は客観的な（法的に実践的な）実在性を持つ理念であって一つの仮想たる原始的共有から全く区別されるべきである。思うに原始的共有は契約により設定された共有であろうし全員が契約して私的占有を放棄し各人が自己の占有と他人のそれとを結合することにより私的占有を共同占有に変化させることから成立するとされなければならないが、このことについては歴史がその証明を我々に与えなければならない。しかしかような手続を原本的な占有と考え、これによって各人は特殊な占有の根拠を与えられるべきでありまた与えられることができるとするのは矛盾である。」²²⁾

カントはすべての使用可能な物件には所有者が存在しなければならないとの立場から出発し、所有権を根拠づける先天的な原理として地球表面の原本的共同所有の理念を採用した。原本的共同所有は人間全体の共同的一般的な所有であり、すべての外的対象の所有と取得を可能ならしめる基礎である。それは客観的な法的実践的な実在性を有する理性の理念であり、経験的時間的な条件に依存するものではない。しかしそれは経験的な対象に対して法律概念を適用するための必要な条件である。要するにカントの見解によれば、原本的共同所有の理念を前提としてはじめて財産の所有と取得は可能となるのである。

(3) 社会契約

カントは先人の自然法学者と同じように国家の成立について自然状態から市民状態（国家状態）への移行を認め、人々が国家を建設する行為を原本的契約と呼んだ。すなわち、彼も社会契約説の立場を採っているが、しかし彼のいわゆる原本的契約の観念は他の学者の社会契約の観念とは大いに趣を異にしている。

さてカントの原本的契約に関する重要な論述は、法哲学の名著「道徳形而上学」と「理論においては正当であるかも知れないが実際には役に立たないという俗言に関して」（1793）と題する政治論文の中に含まれている。なお、草稿においても重要な論述が多数存する。以下において、これらの論述の主要なものを引用する。

第一に、法哲学の名著においてはつぎのように述べられている。「人々が自身を一つの国家として組織する行為は、原本的契約である。もっと適切に言えば、原本的契約は人々をして国家の正当性を考えることを可能ならしめるところの国家設立行為の唯一の理念である。原本的契約によって人々は彼らの外的自由を、共同体すなわち国家として観察される人々の成員として直ちに再び獲得するために放棄する。したがって、我々は人間が国家において何か特別の目的のために彼の天賦の外的自由の一部を犠牲にしたと言うことはできない。むしろ我々は人間は彼のすべての自由を合法的な従属において、すなわち法的な状態において減少されることなく再び見出すために、彼の野蛮な無法な自由を放棄したと言わなければならない。なんとなれば、この従属は彼自身の立法意思から発生するからである。」²³⁾

第二に、「俗言に関して」という題目の政治論文において、カントの社会契約説の最も重要な特色と認められる点が詳細に論述されているが、要旨を引用するとつぎのようである。

(1) 多数の人々が一つの社会として結合するところのすべての契約のうちで、公民的組織を設立するための契約は独自のものであるから、この契約は他のすべての契約とは本質的に異なるものである。多数の人々に関係ある共同の目的を実現するための結合はすべての社会契約

22) M. d. S., S. S. 58-59

23) M. d. S., S. S. 138-139

の基本的な要素である。

(ロ) さて原始的契約に基づいてはじめて、人々の間に公民的なしたがって完全に法的な組織が設立されることができ、そして国家が建設されることが出来る。しかし各人の個別のかつ私的な意思の、共同のかつ公的な意思のための（単に法的な立法のための）一つの国民への結合としてのこの契約は、決して事実として前提されるべきではない。（それは事実としては全然存在することはできない。）……原始的契約は単なる理性の理念である。しかし理性の理念としての原始的契約は確実な（実際のな）実在性を持っている。すなわち、それはすべての立法者に法を全国民の結合した意思から源を発し得るように制定し、そして市民であることを欲するすべての服従者をかかえる意思に同意を与えたものと見なすように義務を負わせる。なんとなれば、それはすべての公法の正当性の試金石であるからである。

(イ) もし人が先ず第一に、（先天的な諸原理が確立しており、そしていかなる経験主義者もそれらの諸原理に手出しをすることができない場合に）何が合法的であるかを問うならば、社会契約の理念が事実としてではなく、単にすべての公的な法組織一般の評価の理性原理として、争うべからざる威信をもって存続するであろう。]²⁴⁾

第三に、草稿のままの断片的論述においても、社会契約または原始的契約に関するものがきわめて多く、一々引用することができないが、カントの社会契約説の特色をできる限り正確かつ十分に検討するためにこれらの草稿の中から重要と認められる論述を抜粋するとつぎのようなものがある。

(イ) 公民契約から生ずる公的な主体は、政治体、共和国と呼ばれる。共和国においては全成員が全体として最高の権力を占めていると見られて主権者と呼ばれ、主権者の意思によって統治されると見られて国家と呼ばれる。

(ロ) 国民のみが固有の立法権を有しこの固有の権利は原始的契約と関連を持っている。

(イ) 原始的契約は市民社会の起源を明らかにする原理ではない。むしろ、それは市民社会は如何にあるべきかを明らかにする原理である。それは国家建設の原理ではない。むしろ、それは政治の原理であり、立法、行政および公的正義の理念を含んだものである。

(ロ) 原始的契約は、国家法の基準、原理および規範であり、それは事実からでなく理念から推論されなければならない。²⁵⁾

以上のようなカントの所論によって社会契約に関する彼の思想の特色を知ることができるが、つぎに二、三の先人の思想とカントの思想との相違を一瞥する。

(イ) アッヘンワル (1719-1772) はカントに自然法学を教えた学者であり、カントはアッヘンワルの著書を教科書として自然法を講義したと言われている。しかし二人の見解は種々の点において異なっている。社会契約について言えば、アッヘンワルは、多数の人々が一つの国家を組織する結合契約と人々が権力に服従する服従契約との区別を認めたが、カントはこの区別を認めなかった。さらに、アッヘンワルは主権は国民に在るとする立場から、君主が権力を濫用して不法を行なった場合には国民は服従契約を解除することができるとして国民の抵抗権を認めたが、カントは国民の抵抗権を徹底的に否定した。²⁶⁾

(ロ) ホッブス (1588-1679) は、自然状態を、人間が天賦の権利である自己保存を主張して闘争し、その結果「万人の万人に対する闘争」が展開される状態であると考へた。しかし理性を有する人間はこのような自然状態を廃止するために社会契約を結んでリバイアサン、すな

24) Vermischte Schriften von Immanuel Kant, S. 191, S. S. 200-201, S. 207

25) Kants Gesammelte Schriften, Band XIX, S. S. 448-449, S. 408, S. S. 503-504

26) Kult Borris, Kant als Politiker, S. S. 163-164

わち国家を建設するものとした。彼の意味した社会契約は、人々が契約を結んで特定の人間に対し各自の権利を全面的に譲渡し、そして譲渡された人間は主権者として絶対的な権力をもって支配し、譲渡した人々は臣民として主権者に服従するという結合契約であった。

ところで、カントの重要な政治論文「俗言に関して」の第二部には特に「ホッブスに反対して」という副題が付いているから、カントはホッブスの見解には全面的に反対であったように考えられるが、事実は必ずしもそうではなかった。社会契約説について言えば、前提概念としての自然状態を二人とも闘争または戦争の状態であるとしているから大差はないが、社会契約そのものの内容や理念にいたっては、二人の間に大差があり、またそれぞれ特色を持っていることは上述したところから明白であろう。²⁷⁾

(イ) ルソー (1712-1778) は、不朽の大著「社会契約論」(1762)によって社会契約説の最も偉大な代表者である。ルソーがカントの哲学思想の形成に、きわめて大きな影響を与えたことは顕著な事実であるが、カントのいわゆる原始的約契の思想もルソーの社会契約説を発展させたものであった。ルソーの社会契約説の内容を究明すれば、それがいかにカントの所論に影響しているかが明白になる。

ルソーによれば、自然状態においては人々は自由と平等を享有しながら、孤立した生活を営んでいたが、次第に財産所有の不平等や私有財産が発生した結果、社会状態としての政治体、国家の形成を必要とするにいたった。こうしてルソーは国家は自然状態に対立するものとして人為的に形成されたものと考え、そして国家の形成は社会契約、すなわち各個人が互いに結合してしかも天賦の権利としての自由と平等を最大限に確保することができるような社会を形成する契約の方法によるものとした。この点について、彼はつぎのように論じている。

(イ) <各構成員の身体と財産を共同の力のすべてをあげて守り保護するような結合の一形式を見出すこと。そうしてそれによって各人が、すべての人々と結びつきながら、しかも自分自身にしか服従せず以前と同じように自由であること。> これこそ根本的な問題であり、社会契約がそれに解決を与える。

(ロ) だから、もし社会契約からその本質的でないものを取りのぞくと、それはつぎの言葉に帰着することがわかるだろう。<われわれの各々は、身体とすべての力を共同のものとして一般意思の指導の下におく。そしてわれわれは各構成員を全体の不可分の一部としてひとまとめとして受けとるのだ。>²⁸⁾

この結合行為は直ちに各契約者の特殊な自己に代って、一つの精神的な団体をつくり出す。その団体は集会における投票者と同数の構成員からなる。それは、この同じ行為からその統一その共同の自我その生命およびその意志を受けとる。このように、すべての人々の結合によって形成されるこの公的な人格は、かつては都市国家という名前をもっていたが、今では共和国または政治体という名前をもっている。²⁹⁾

以上の所論によって知られるように、ルソーは社会契約を先人が社会を設立する契約と服従契約とに分けて考えたとは異なり、個人相互の間の結合契約としてのみ把握し、服従契約を全然認めなかった。この点においてルソーは全く新しい社会契約説の主張者であった。また彼は社会契約の問題を国家存立の正当性の問題、法の妥当根拠の問題と関連せしめて考察した点において、カントが原始的約契を理性の理念として国家法の基準、原理および規範として把握したことに対して先駆者の地位に立つたと言うことができる。しかしルソーは社会契約は歴史

27) ホッブスの自然法論については、恒藤恭著「法の基本問題」所載の論文「自然状態と法律状態」参照

28) ルソー著、桑原前川両氏共訳「社会契約論」(岩波文庫版) 29頁、末尾にある解説参照

29) 同上訳書 31頁

的事実ではなくて単なる理性の理念であるということ、カントのように明確に断言しなかった。この意味でカントはルソーよりも一層強い確信と正しい認識をもって、社会契約説による国家支配の基礎づけを行なったとすることができる。

なおルソーの社会契約説において重要な意味を持っている「一般意思」は、ルソーによって法に関する一切の決定における最終的な権威として極端に民主的な絶対的な意味を与えられているのに対して、カントにおいては一般意思は立憲主義の意味における一般的自然法に服するものとして考えられていることは、一般意思に関する二人の見解の相違を示すものとして注目すべきことである。³⁰⁾

かくしてルソーの構想した国家は全人民を主権者とする直接民主政、人民絶対の国家であったが、カントの構想した理想的な国家は三権分立の上に立つ議会制民主主義の国家であった。

(4) 国民主権

近世の自然法学者で社会契約説の立場を採る者はホッブスを除いてすべて国民主権説を採ると言ってもよいであろう。たとえばロックもルソーも社会契約と国民主権とを不可分のものとして把握し、国民は契約によって国家を建設し国家運営の根本方針を決定する力としての主権を有すると考えた。

しかれば自然法学者に属しそして社会契約を理性の理念であると主張するカントは、主権の所在を如何に考えたであろうか。この点については彼は理論的には国民主権説を主張しているが、実際的にはロックやルソーのように徹底的にこれを主張しないで君主主権説と妥協しているという特色を持っている。ところで彼が国民主権説を主張していると認められる論述は、「道徳形而上学」においても遺稿の断片においても見出される。先ず、「道徳形而上学」における論述を要約するとつぎのようである。

「国民はすべての権力の源泉である。そしてさらに、合理的な唯一の合法的なかつ完全な国家である共和国においては真の主権あるいは支配権力は立法府に属しているから、国民はまた主権者でもある。そして国民の一致した意思は立法権でなければならない。」³¹⁾ また遺稿の断片においては、社会契約に関連して前に引用したがつぎの論述が国民主権説の主張として注目される。

(イ) 公民契約から生ずる公的な主体は政治体、共和国と呼ばれる。共和国において全成員が全体として最高の権力を占めていると見られて主権者と呼ばれ、主権者の意志によって統治されると見られて国家と呼ばれる。

(ロ) 国民のみが固有の立法権を有しこの固有の権利は原本的契約と関連を持っている。³²⁾

以上の論述は一、二の例に過ぎないが、これらの論述から見てカントは理論上国民主権説を採っていることは明白である。そして学者はこれらの論述を基礎とし、理論と実際とを区別することなくカントは国民主権論者であるとしている。

例えば、フリードリッヒはつぎのように論じている。「唯一の真の合法的な憲法は純粋共和政の憲法であり、すべての種類の憲法は次第にこの純粋共和政の憲法に進化するということがカントの見解である。カントの見解によればすべて真の共和政は国民の代表制度でありそれ以外の何物でもあり得ない。そして代表制度においては、すべての国民が結合したときに代表者によって立法が行われる。我々はこのカントの見解においては結合した国民は単に主権を代表

30) C. J. Friedrich, *The Philosophy of Law in Historical Perspective*, p. 122

31) M. d. S., S. S. 136-141

32) *Kants Gesammelte Schriften*, Band XIX, S. S. 448-449, S. 408

するのみならず、主権者であることを知るのである。』³³⁾また、フォールレンダーはつぎのように述べている。「もちろん、カントの中心思想は<国民が自己自身について決定し得ないことを、立法者は国民について決定し得ない>という国民主権の思想である。この点において彼はルソーとフランス革命によって影響を受けている。彼は純粋な法律概念から、すべての国民の自由、平等および独立の三つの政治原理を推論した。』³⁴⁾

右に挙げたフリードリッヒとフォールレンダーの見解は、カントの論述を論理的に解釈し理論的な見地から見てカントが国民主権説を採っていることを述べたもので、これら二人の見解は誤っていると言うことはできない。

しかるにカントは国民主権説を採る他の自然法学者と異なり、国民主権の結果としての国民の抵抗権を全然認めなかった。カントに対して自然法の理論を教授し大きな影響を与えたと言われているアッヘンワルは、君主が権力を濫用して不法を行なった場合には、国民は服従契約を解除することができるとして国民の抵抗権を認めたが、³⁵⁾カントは抵抗権の問題についてはアッヘンワルの見解に従わなかった。またカントの哲学的後継者であり自然法理論においてもカントの影響を受けたフィヒテ(1762-1814)は少なくとも青年時代には急進的な哲学者として抵抗権の主張者であった。

さてカントは「道徳形而上学」において抵抗権の問題を論述している。彼は先ず最高権力の神聖性から説き起して国家権力の絶対性と国民の服従義務を強調しそして抵抗権の徹底的な否認に到達している。彼はつぎのように論じている。³⁶⁾

「最高権力の根源はこれに服従する国民にとっては実践的意図においては探究することのできないものである。」

「<一切の権力は神から>という命題は、国家の歴史的根拠を示すものではなく、現に成立する立法的権力にはその根源の如何にかかわらず服従しなければならないことを示す実践的理性原理としての理念である。この命題から、国家の支配者は国民に対して権利のみを有し何らの義務を負わないという命題が生ずる。」

「それゆえに、国家の命令的立法者に対しては決して国民の適法な抵抗はない。なんとすれば、命令的立法者の普遍的立法意志に服従することによってはじめて法的状態の存立は可能だからである

「最高権力者によって堪え難い程度にまで権力の濫用が行なわれた場合においても、国民はなお堪えなければならない義務を負うことの根拠は抵抗そのものが法秩序を転覆する企てとして考えられなければならないということである。」

「国家組織の変更はただ統治者自身による改革を通じて遂行されることができ、国民によってしたがって革命を通じては遂行されることができない。」

抵抗権の否認を中心とするカントの論述は、彼が果して国民主権の論者であるかどうかを疑わせるものであるばかりでなく、先に引用した彼の国民主権の主張と矛盾するものであるように思われる。そして一部の学者、例えばレオン・デュギー(1859-1928)の如きは、カントの抵抗権についての論述を根拠としてカントは国民主権とは正反対の絶対的な君主主権の主張者であると考えている。³⁷⁾

確かにカントの国民の絶対服従義務の強調や抵抗権の否認などを重視すれば、レオン・デュ

33) C. J. Friedrich, *ibid.* p. 129

34) Kants Kleine Schriften, *Geschichtsphilosophie, Moral und Politik*, S. 27.

35) vgl. Kult Borris, *Kant als Politiker*, S. S. 163-146

36) M. d. S., S. S. 142~146

37) レオンデュギー著 堀真琴訳、「法と国家」(岩波文庫版)

ギーのような見解は理由あるものと言わなければならない。そこで今や、カントの法哲学全体の精神を総合しまた国民主権と抵抗権についての論述を調和して考察し正当な判断を下さなければならない。

カントは一方においては近世自然法学上の一般的原理である社会契約説と国民主権説を理論上正当なものとして確信したが、他方において祖国プロシアのフリードリッヒ二世を啓蒙君主として尊敬しその統治に衷心から服従した。このような事実から前述のように同一の著作において国民主権の主張とこれと矛盾する抵抗権否認の強調が併存しているのもあって、この間の関係について、オットー・ギールケ（1841-1921）が論評しているところは、まことに適切なものと思われる。すなわち、ギールケはつぎのように論じている。

「カントの理論においては、国民主権の原理は理論的な基礎としてそのまま完全に保持されている。しかし、それは実際の目的のために、単なる〈理性の理念〉に、（あるいは論理的な前提に）変化している。この原理は、理念として政治権力の所有者を指導すべきである。しかし、この原理は、（国民の主権の〈理念〉においてではなく）歴史的発達の事実において正当性が見出されるところの統治者の主権に固有な形式的権利の縮小を全然意味していない。カントは、実際、国民主権が名目上存在しているところの理想的な立憲主義国家を描写している。しかし、この国家においては生きた最高権力の主体は全然見出されない。種々の権力（立法権、行政権および司法権）の担当者が支配すると考えられている。しかし、各担当者は各自の領域に固有な厳格な法的制限に服する。そしてそれらすべての権力担当者の上に本来の主権者として抽象的な理性の法則が最終的に王座を占めている。」³⁸⁾ギールケの論評は理論と実際とを区別して、カントは理論上は国民主権の原理を認めたものとしているが、しかしギールケはカントの抵抗権の思想を根拠としてカントは実際的には民主主義者ではないと論断した。³⁹⁾ここでは詳細に論ずることを省略するが、私はカントは理論上国民主権の原理を認めたばかりでなく実際上も民主主義者であったと言うべきであると信ずる。いずれにしてもカントにおいては、国民主権は社会契約と同様に理性の理念であり、政治および立法の原理であって、この点においても彼の自然法思想の特色が見出される。

三 結 語

最後に結語としてカントの自然法思想の法哲学史的意義について一言する。

カントは理性法の理論に最も深い哲学上の根拠を与え、自然法学のなかでも特に理性法学の代表者と認められている。彼の自然法思想は、トマジウスやルソーの系統を引くものであり、特にルソーの後を継いで先験的な理性的自然法の理論を完成せしめたのである。ルソーは前期の自然法と後期の自然法との間に立つ者であり、カントは後期の自然法の先頭に立つ者であると言われているが、近世自然法はルソーおよびカントによって、特にカントによって深い内面化の転換を遂げたのである。そして「資本主義の成長期および成熟期に対応する純個人主義的法律秩序を根拠づける理論としての自然法学説の諸原理は、カントによって高度の哲学的精練を与えられた」のである。⁴⁰⁾

さらに、カントの理性法の理論が法哲学の歴史において如何に重要な意義を有するものであるかについて、ダントレーヴはつぎのようにきわめて適切に論評している。「カントは実に、すべての法学者はくあらゆる可能な立法の基礎をそなえるために判断の拠りどころを純粋理性

38) Otto Gierke, *ibid*, p. 153

39) *ibid*, p. 354

40) 恒藤恭著『哲学と法律学との交渉』（岩波哲学講座 58頁）参照

に求むべきである」と主張したとき、近代における自然法理論の最も有力な主唱者であった。しかもまた彼が、もろもろの法が現に語りまた既に語っている事実に関する知識は、法学者に何が法であるかを知らしめるものではなく、ただある所与の場所と時点において何が法に属するかを知らしめるだけのものであると指摘している点から見て、彼は法的経験主義に対する最も理路一貫した説得力を有する批判者であった。⁴¹⁾

つぎにカントの自然法思想においては、法の本質を明らかにするに当って法の根柢に自由を置いたことも、従来の自然法思想の傾向を一変したのであった。従来、単なる歴史的事実もしくは支配欲、幸福欲その他の自然的傾向性というような経験的基盤の上に置かれていた法をカントは先天的基礎の上に置くことによって法の權威を確立したのであり、また同時に自然法思想の歴史は彼において一転回をなし、従来の自然主義的または功利主義的な自然法学派の立場と全く異なった方向に赴いた。⁴²⁾

また近代市民社会においては、各人の自由と権利との限界を定め、すべての人々の社会的共存を可能ならしめるという法の機能はますます重要となったが、カントが法を定義して「一人の恣意と他人の恣意とが、自由の一般法則にしたがって相互に結合せしめ得られるための条件の総体である」としたことは、近代市民法の特徴を明確に捉えたものとして、適切なことであった。⁴³⁾

カントは法と道徳とを峻別したが、この思想もまた、近代的資本主義社会に即して考えるときは、資本主義経済の所産たる個人主義的法律秩序は道徳法則の支配から独立したものであるとしての法律生活を規律することを本領とするゆえに、道徳性と合法性とを対立せしめるカントの見解は、個人主義的法律秩序として成立した近代法の本質的性格に適合したものであった。⁴⁴⁾

なお、ここでは論評しないが、カントの自然法思想が法と平和との関係を重視していることは、法哲学史上重大な意義を持っている。

カントの自然法思想は、たとえそれが百数十年以前に形成されたものであり、また、彼の哲学の本来の立場と矛盾するものを含み、封建的保守的であるとともに個人主義的な思想であるとしても、それが理性法の理論に哲学上の根柢を与え、法を道徳的自由の基礎の上に置き、法哲学の後世における発展に対して重要な方向を指示したことは、カントの自然法思想の不朽の功績であると言わなければならない。すべての自然法学説の核心には永遠のすがたにおいて法を觀ようとする理論的欲求が働いていると言われている。人々がこのような欲求を失わない限り自然法思想の発展に大きな寄与をしたカントの思想に対して多大の関心を寄せるであろう。この意味においてカントの自然法思想の学問的意義は永続的であると言うことができる。コイグはこの点を適切にも、つぎのように述べている。「我々が法の基礎についてのカントを、決して完全に思い切ることはできない。問題そのものは常に繰返し我々をカントに遡らしめであろう。」⁴⁵⁾ また、現在、欧米の学界、思想界において自然法思想復興の傾向が顕著である。この傾向と関連して考えてもカントの自然法思想の研究は、現在特に重要であると言うことができる。

(1970年9月1日受付)

41) ダントレーヴ著久保正幡訳『自然法』178-179頁

42) 朝永三十郎著『近世における私の自覚史』(角川文庫版、67頁)、田中耕太郎著『法律学概論』(『現代法学全集』227頁)、参照

43) 尾高朝雄『民主主義の法理念』(『民主主義の法律原理』)所載

44) 恒藤 恭著『哲学と法律学との交渉』62-63頁

45) Coing, Kant und Rechtswissenschaft, S. 42